

佐賀県民の安全と玄海原発の安全確保に関する要望

2016年11月22日

佐賀県知事 山口 祥義 様

原発なくそう！九州玄海訴訟

原告団団長 長谷川 照

原発ゼロ佐賀市の会

代表世話人 吉田 吉寛

原発と放射能を考える唐津会

代表 吉田 恵子

玄海原発なくそう鹿島の会

代表 谷口 良隆

原発なくそう大和の会

代表 山口美恵子

平素より佐賀県民の安全な暮らしのためにご尽力いただき感謝いたします。

また、「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会」(以下、第三者委員会)の設置を歓迎いたします。

私たちは福島原発事故を繰り返さないために1万人原告の裁判(原発を止めたいと2012年1月31日に佐賀地裁に提訴し、昨年10月の16次提訴で原告は1万人を超え、現在1万215人になっています)、並びに県内の市町への要請活動、講演会、学習会、風船プロジェクトなどに取り組んでいます。

11月9日原子力規制委員会は玄海原子力発電所の3、4号機の再稼働について、事実上の合格を意味する審査書案を公表しました。しかし、佐賀県民は4月14日から16日にかけて発生した熊本地震を想起して、再稼働を認める規制委員会に対する不信の念と原発事故によって人も土地も「被ばく」を余儀なくされるという不安が大きくなりました。

佐賀県と玄海町が九州電力と締結した「原子力発電の安全確保に関する協定書」及び「協定書に係る覚書」を拝見しますと、第10条(損害の補償)は「乙(九州電力)、発電所の保守運営に起因して周辺地域住民に損害を与えた場合は、速やかに補償するものとする」と

なっています。これと同様な損害の補償は、唐津市と伊万里市、佐賀市をはじめとする8市9町も九州電力との間で結ばれた協定書の中に記されています。ただし、伊万里市の場合だけは一步前進して、補償の法的根拠を「原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第146号)(原賠法)と明記しています。

原賠法はいかなる事故が起こっても「電力事業者の健全な発展に資すること」を目的としています。このことは、福島事故の被災者に対する東京電力の対応に如実に現れています。

今、内閣府原子力委員会の専門部会は、電力会社に無限責任の損害賠償を引き続き負わせようとしています。理由は「地元の反対で再稼働が遅れたり司法判断で停止に追い込まれたり」と原発を取り巻く最近の状況は厳しい。国策民営で進めてきた原発をどう維持していくかが問われている」からだと報道されています。

また、第7条(立ち入り調査)は「甲(佐賀県と玄海町)は、前条(異常時における連絡)に規定する場合及び周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、発電所施設内その他必要な場所に立ち入り調査することができるものとする」と記されています。佐賀県が立ち入り調査あるいは検査を要求するには原子炉等について高度な知見が必要となります。第三者委員会専門部会の充実は必須です。

要望事項

1、現在の原賠法を改めて被災者を優先する損害賠償の法律の策定を国に提案してください。

九州地区知事会、全国の原発立地県知事会において、佐賀県知事がリーダーシップを発揮してください。

2、第3者委員会の公開について

(1) 委員を公募してください。

(2) 委員会の検討の様様や資料をインターネットで公開し、何が問題となって議論されているのかを県民に分かるようにしてください。

(3) あわせて一般県民からの意見を正式に募集してください。